

議案第73号

交野市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

交野市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和5年11月29日提出

交野市長 山本 景

提案理由 安全・安心な水を持続的に供給し、また老朽化した施設の更新等を計画的に進めるために必要な財源を確保する必要があることから、水道料金を改定したいため。

交野市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

交野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

交野市水道事業給水条例（昭和43年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第4条及び同条第2項の規定による給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）」を「第6条」に改める。

第15条第1項中「給水区域内に居住するものから」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 給水装置を共有し、又は共用するとき。

第15条第1項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とする。

第26条第1項第1号の表を次のように改める。

用途別	メーターの口径	基本料金（一戸（箇所）1か月につき）
一般用	13ミリメートル	使用水量8立方メートルまで 908円
	20ミリメートル	使用水量8立方メートルまで 1,026円
	25ミリメートル	1,215円
	30ミリメートル	1,699円
	40ミリメートル	3,422円
	50ミリメートル	5,015円
	75ミリメートル	11,033円
	100ミリメートル	17,464円
	150ミリメートル	67,614円
	200ミリメートル以上	141,600円以内で管理者が定める額とする。
浴場用		使用水量200立方メートルまで 17,400円
臨時用	20ミリメートル以下	1,589円
	25ミリメートル	2,389円
	40ミリメートル	6,078円
	50ミリメートル	9,129円

75ミリメートル	20,300円
100ミリメートル	32,480円
150ミリメートル	124,120円
200ミリメートル以上	266,800円以内で管理者が定める額とする。

第26条第1項第2号の表を次のように改める。

用途別	使用水量の区分（1戸（箇所）1か月につき）	従量料金 （1立方メートルにつき）
一般用	10立方メートルまでの分（ただし、口径20ミリメートル以下の場合には8立方メートルを超え10立方メートルまでの分）	138円
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	168円
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	189円
	30立方メートルを超え100立方メートルまでの分	234円
	100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	276円
	200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	316円
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	359円
	1,000立方メートルを超える分	402円
浴場用	200立方メートルを超える分	116円
臨時用	1立方メートルにつき	638円

第41条第1項中「第4条」を「第6条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用）

- 2 改正後の第26条第1項の規定は、施行日以後の料金について適用し、施行日前の料金については、なお従前の例による。

- 3 施行日前から継続している水道の使用で、施行日以後最初の水道メーターの検針により算定する料金は、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。